| | |
|---|---|
| 4　保険料及び掛金の類 | 4　保険料及び掛金の類 |
| ［保険料債権～子ども・子育て拠出金債権　略］ | ［保険料債権～子ども・子育て拠出金債権　同上］ |
| 石綿健康被害救済拠出金債権 | 石綿健康被害救済拠出金債権 |
| 子ども・子育て支援納付金債権 | |
| ［5～9　略］ | ［5～9　同上］ |
| 10　貸付金回収金の類 | 10　貸付金回収金の類 |
| ［自衛隊学資貸与金債権～地すべり防止事業資金貸付金債権　略］ | ［自衛隊学資貸与金債権～地すべり防止事業資金貸付金債権　同上］ |
| 治山事業資金収益回収償還時貸付金債権 | 治山事業資金収益回収償還時貸付金債権 |
| | 発明実施化試験費貸付金債権 |
| ［小企業等経営改善資金貸付金債権～諸貸付金債権　略］ | ［小企業等経営改善資金貸付金債権～諸貸付金債権　同上］ |
| ［11～15　略］ | ［11～15　同上］ |
| ［二～四　略］ | ［二～四　同上］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

**○財務省令第十五号**

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十六条第六項、第二十三条第六項及び第八項並びに第二十四条第二項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項、第八十五条第二項及び第九十五条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （上席証券検査官及び証券検査官） | （上席証券検査官及び証券検査官） |
| **第百九十一条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて上席証券検査官四十三人以内及び証券検査官二百二十人以内を置く。 | **第百九十一条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて上席証券検査官四十三人以内及び証券検査官二百二十二人以内を置く。 |
| ［2・3　略］ | ［2・3　同上］ |
| （上席証券調査官及び証券調査官） | （上席証券調査官及び証券調査官） |
| **第百九十一条の二**　関東財務局に、上席証券調査官八人以内を、近畿財務局に、上席証券調査官二人以内を、東海財務局に、上席証券調査官一人を、関東財務局に、証券調査官四十人以内を、近畿財務局に、証券調査官二十六人以内を、東海財務局に、証券調査官二十三人以内を置く。 | **第百九十一条の二**　関東財務局に、上席証券調査官八人以内を、近畿財務局に、上席証券調査官二人以内を、東海財務局に、上席証券調査官一人を、関東財務局に、証券調査官四十一人以内を、近畿財務局に、証券調査官二十六人以内を、東海財務局に、証券調査官二十三人以内を置く。 |
| ［2・3　略］ | ［2・3　同上］ |
| （上席証券取引審査官及び証券取引審査官） | （上席証券取引審査官及び証券取引審査官） |
| **第百九十二条**　関東財務局に、上席証券取引審査官四人以内を、東海財務局及び近畿財務局に、上席証券取引審査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて証券取引審査官三十四人以内を置く。 | **第百九十二条**　関東財務局に、上席証券取引審査官四人以内を、東海財務局及び近畿財務局に、上席証券取引審査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて証券取引審査官三十五人以内を置く。 |
| ［2・3　略］ | ［2・3　同上］ |
| （上席主計実地監査官及び主計実地監査官） | （上席主計実地監査官及び主計実地監査官） |
| **第二百二十八条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席主計実地監査官五十七人以内及び主計実地監査官七百四十四人以内を置く。 | **第二百二十八条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席主計実地監査官七百四十七人以内を置く。 |
| ［2・3　略］ | ［2・3　同上］ |